

いわき市貸切バス借上助成金交付事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 貸切バスを利用したいわき市への受注型企画旅行又は募集型企画旅行（以下、「団体旅行」という。）において、貸切バス借上げに係る費用の一部を助成することにより、観光交流人口の増大とリピーター確保を目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を行なっている旅行事業者（以下、「事業者」という。）とする。

(助成要件)

第3条 事業者が行う、いわき市への送客を目的とした日帰り又は、宿泊を伴う団体旅行に対して、次の各号全てに該当するもので、予算の範囲内において、貸切バス借上げに係る費用の一部を助成する。

なお、1事業者あたりの助成限度額は100万円とする。

- (1) 福島県外出発でいわき市内で昼食を伴う日帰りの団体旅行、又は、いわき市外出発でいわき市内で1食以上の昼食と1泊以上の宿泊を伴う団体旅行であること。
- (2) 1団体10名以上の旅行であること。
ただし、添乗員、バス運転手及び、ガイド等の業務員は除くものとする。
- (3) 日帰り又は宿泊を伴う団体旅行を催行するときの旅行行程に加えるべきいわき市内の立ち寄り施設要件は、次のとおりとする。
ア 日帰りの団体旅行の場合、昼食場所（弁当、バーベキュー等は除くものとする。以下同じ。）のほか、有料で領収書等を発行する観光施設等を1か所以上、加えること。
イ 宿泊を伴う団体旅行の場合、昼食場所1か所以上及び、宿泊施設（キャンプ、民泊等は除くものとする。以下同じ）のほか、有料で領収書等を発行する観光施設等を2か所以上加えること。
- (4) 利用する貸切バスはマイクロバス、小型バス、中型バス、大型バスであること。
ただし、宿泊施設、他の観光施設等の無料送迎バスの利用は除くものとする。
- (5) 受注型企画旅行は契約日、募集型企画旅行は販売開始日が第6条に定める交付決定後であること。
- (6) ツアー催行日は平成29年7月23日からとし、平成30年2月28日までに催行終了とするものであること。
- (7) 学校行事として実施する教育旅行、部活動・クラブ活動による合宿団体旅行、旅行会社に対する他のバス助成制度を活用した旅行（旅行者個人への助成を除く）、国・地方公共団体・その他公的団体が主催する事業及び、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。

(助成額)

第4条 助成額は、貸切バス1台につき、実績に応じて次のとおりとする。

人数	日帰り	宿泊
10名～29名	20,000円	40,000円
30名～	30,000円	50,000円

(交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、いわき市貸切バス借上助成金交付申請書(様式1)に、次の書類を添えて、ツアー催行日から起算して20日前までに提出しなければならない。

- (1) 旅行業登録票(写し)又は、それに準ずる登録番号記載の公的機関から発行された書類
- (2) ツアー行程表(昼食場所・宿泊施設・立寄箇所等明記のもの)
- (3) 企画書又は見積書等(ツアー料金・昼食費・宿泊費・施設入場料等明記のもの)
- (4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式2)
- (5) 申請事業者の会社概要・役員名が分かる資料(会社案内パンフレット等・任意様式可)
- (6) 助成金交付決定通知書返信用封筒(自社名記入/長3サイズ/82円切手貼付)

(交付決定)

第6条 一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー会長(以下、「会長」という。)は、助成金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び、必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定する。

2 会長は、前項の規定により、交付決定したときは、速やかにその決定内容を、いわき市貸切バス借上助成金交付決定通知書(様式3)により、助成金の申請を行った事業者に通知する。

(ツアーの変更(中止)の申請)

第7条 助成金の交付決定を認められた事業者(以下「助成決定事業者」という。)は、助成ツアーの内容を変更するとき又はツアーを中止するときは、遅滞なくいわき市貸切バス借上助成金交付変更(中止)承認申請書(様式4)を提出しなければならない。

(ツアーの変更(中止)承認通知)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、直ちにその内容を調査し、その内容が適正と認められるときは、速やかに承認の決定を行い、いわき市貸切バス借上助成金交付変更(中止)承認通知書(様式5)により、申請を行った助成決定事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 会長は、助成金交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 会長が前項の規定により助成金の交付の決定を取消することができるのは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事業の変更により、助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 助成決定事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、助成事業を遂行することができなくなったとき。
- (3) 第6条第2項の規定は、第1項の取消しまたは変更をした場合について準用する。

(助成事業等の遂行)

第10条 助成決定事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他会長の指示、並びに善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしく助成金をその他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第11条 会長は、必要に応じて助成決定事業者から事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告書)

第12条 助成決定事業者は、ツアー催行日の翌月10日までに、いわき市貸切バス借上助成金交付実績報告書(様式6)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) いわき市貸切バス借上助成金請求書(様式7)
- (2) 最終のツアー行程表
- (3) 旅行契約書(受注型企画旅行)又は募集チラシ・パンフレット等(募集型企画旅行)
- (4) 貸切バス利用証明書(様式8)
- (5) 昼食をとった施設の領収書(人数明記のもの)
- (6) 宿泊を伴う団体旅行の場合は宿泊した施設の領収書(人数明記のもの)
- (7) 有料の観光施設での領収書等(人数明記のもの)
- (8) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び支払)

第 13 条 会長は、前条に基づく助成決定事業者からの実績報告書等が提出されたときは、その実績報告書内容等を審査及び、必要に応じて行う現地調査等により、適正と認められるときは、速やかに助成金額の確定を行い、いわき市貸切バス借上助成金交付額確定通知書(様式 9)により、実績報告を行った事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項に定める助成金の額の確定後、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消)

第 14 条 助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ、不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。

また、既に助成金が支払われているときは、取消に係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 15 条 いわき市実行委員会及び助成決定事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を事業完了年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。